

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 27 年度第 7 回 理事会議事録

(みなし決議による臨時理事会)

- 1 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 「三井第二別館 会議室」
- 2 決議があったとみなされた日時 平成 28 年 3 月 31 日
- 3 理事現在数及び定足数 現在数 6 名、定足数 4 名
- 4 出席理事 6 名 監事 1 名  
(電磁的記録による出席) 鶴居代表理事 清水専務理事 豊住常務理事  
安藤理事 伊藤理事 村尾理事 福岡監事  
(議案説明、報告、および議事録作成) 豊住常務理事

5 議案

【決議事項】

第 1 号議案 副理事長、常任理事の選任

平成 28 年 3 月 29 日 評議員会における議案の承認を受け、副理事長と常任理事を選任いたします。

<候補> 副理事長：清水祐孝、 常任理事：安藤算浩

第 2 号議案 「顧問に関する規程」の承認について

平成 28 年 3 月 14 日 理事会、および平成 28 年 3 月 29 日 評議員会における議案の承認を受け、「顧問に関する規程」の施行について承認をお願いいたします。

6 会議の概要

- (1) 定足数の確認 冒頭で豊住常務理事兼事務局長から定足数の充足を確認した。
- (2) 議案の審議状況及び議決結果 定款に基づき、鶴居代表理事が議長となり議案の審議に入った。

平成 28 年 3 月 25 日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 3 月 31 日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第 33 条 3 項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条及び同法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 4 項第 1 号に基づき本議事録を作成した。

平成 28 年 3 月 31 日

公益財団法人つなぐいのち基金

常務理事兼事務局長 豊住 吉弘